

岩倉水源地等管理業務委託プロポーザル実施要領

令和3年8月

鳥羽市水道事業

1. 目的及び趣旨

この要領は、岩倉水源地の運転・管理のほか、各水道施設の維持管理において民間事業者の創意工夫及びノウハウを活用し、水道施設管理の効率化やサービスの向上を目指すことを目的として業務委託を実施する。

ついては、その契約の相手方となる候補者等の決定にあたり、プロポーザル方式により広く事業者から技術提案書の提出を受け、本業務に対する意欲、資質及び技術力等が優れた者を決定するために必要な事項を定める。

2. 業務の概要

ア 業務名	岩倉水源地等管理業務委託
イ 業務場所	管理施設…岩倉水源地ほか市内（離島を含む）の各水道施設
ウ 業務内容	別添「岩倉水源地等管理業務委託仕様書」のとおり
エ 履行期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで なお、受託事業者決定から本業務開始までの期間を引継等の研修のための準備期間とし、これに必要な経費等は受託事業者の負担とする。

3. 本業務に係る限度額

本業務における限度額は、下記の総額の範囲内である。

総額 342,881,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、各年度において以下の金額を越えてはならない。

- ・ 令和4年度 68,576,200円（消費税及び地方消費税を含む）
- ・ 令和5年度 68,576,200円（消費税及び地方消費税を含む）
- ・ 令和6年度 68,576,200円（消費税及び地方消費税を含む）
- ・ 令和7年度 68,576,200円（消費税及び地方消費税を含む）
- ・ 令和8年度 68,576,200円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、参加資格確認の日において次の各号に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鳥羽市契約規則第2条及び第3条の基準に該当する者であること。
- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立て（更正開始の決定を受けている者を除く。）または、民事再生法に基づき再生手続開始の申立て（再生手続の決定を受けている者を除く。）がなされていない者であること。
- (4) 告示日から契約締結の間に鳥羽市建設工事等に係る指名停止措置要領に基づく指名停止期間中にある者でないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団やその構成員及びその統制下にある者でないこと。
- (6) 鳥羽市入札参加資格者名簿(物品・業務委託)に登録されている業者でかつ、「施設運営・管理」のうち「上水道施設」に登録されている者であること。
- (7) 国税及び地方税で滞納がない者であること。
- (8) 本業務の目的達成のために次の要件を満たす従事者を配置でき、かつ常時雇用関係があり、次に掲げる資格者を配置できる者であること。
 - ① 総括責任者は水道技術管理者の資格を有する者、若しくは同等の経験を有する者で、水道法施行令第7条により認められた者
 - ② 総括責任者は現場の責任者として24時間体制による運転管理業務の実績を有し、水道に関する技術上の実務に3年以上従事した者
 - ③ 電気設備に関わる資格(電気主任技術者3種以上又は第1種電気工事士)を有する者
 - ④ 消防法第13条の23の規定に基づく危険物取扱者の資格を有する者
 - ⑤ 機械設備に関する技術上の業務の実務実績を有する者
 - ⑥ 水質基準その他水質に関する実務経験を有する者

※ 上記①～⑥の資格者については、配置予定従事者の中で満たすことができれば良いものとし、全ての資格者を管理施設に常駐させるものではない。

- (9) 過去又は現在において、他市で上水道施設の管理業務委託の実績を有すること
- (10) 本業務を受託するものが行う教育研修期間に発生する費用については、全額本業務を受託する会社が全額負担すること。

5. スケジュール

内 容	日 付
公 告	令和3年 8月20日(金)
業務提案意思確認書の提出期限 現地説明会参加申込書受付	令和3年 9月10日(金)
参加資格審査結果通知	令和3年 9月15日(水)
参加資格審査結果理由の説明要求期限	令和3年 9月21日(火)
参加資格審査結果理由の説明	令和3年 9月24日(金)
現地説明会	令和3年 9月29日(水)
質問書の提出期限	令和3年10月 1日(金)
質問に対する回答期限	令和3年10月15日(金)

技術提案書、見積書提出期限	令和３年１０月２９日（金）
プレゼンテーション実施通知送付	令和３年１１月５日（金）
プレゼンテーション実施	令和３年１１月【中旬】
審査結果通知	令和３年１１月【下旬】
審査結果の説明要求期限	令和３年１２月【上旬】
審査結果の説明	令和３年１２月【中旬】
特定業者との契約	令和３年１２月【中旬】

※ 上記日程については、一部変更の可能性あり

6. 参加申込みについて

プロポーザルに参加を希望する事業者は、業務提案意思確認書（様式１）に以下の書類を添えて提出すること。

- ① 会社概要（様式２）
- ② 入札参加資格審査申請業者登録名簿の登録状況（様式３）
- ③ 保有する技術者の状況（様式３）
- ④ 同種または類似業務の実績（様式３）
- ⑤ 配置予定者の状況（様式３）
- ⑥ 消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書
- ⑦ 市税等の滞納がないことの証明書

7. 参加資格の審査について

応募者の参加資格は、参加資格確認の日において、資格要件を全て満たしていることを、参加資格審査書類に基づき事務局において確認し、その結果を参加資格審査結果通知書にて通知する。

8. 質問及び回答について

仕様書についての質問、技術提案書作成に係る質問については、書面にて提出すること。質問の回答は、書面で通知する。

9. 技術提案書について

技術提案書の作成については、仕様書及び「岩倉水源地等管理業務委託プロポーザル技術提案書作成要領」に基づき作成し、添付書類（様式４・５）を添えて提出すること。

（１）本業務の仕様

別添「岩倉水源地等管理業務委託仕様書」を参照すること。

(2) 提案書の提出部数

提出部数はそれぞれ7部とする。また、提案書のページ数に制限はないが、可能な限り要点記載を心がけ、ページ数の削減に努めること。

(3) 提案書の内容

提案書は、本市の施設等の要件に合致した提案を含め次の項目について記載すること。

- ① 会社概要の財務状況について
- ② 業務を安定して行う人的能力について
- ③ 運転管理及び保全管理業務体制について
- ④ 業務執行計画について
- ⑤ 水道施設の運転管理及び保全管理業務に対する考え方について
- ⑥ 水道施設の危機管理の考え方について
- ⑦ 情報管理の考え方について
- ⑧ 地元貢献（地元雇用・地元経済等）について
- ⑨ 施設運営におけるコスト削減について
- ⑩ 水道施設の更新計画の考え方について
- ⑪ 委託業務内容の範囲拡大に向けた方策について
- ⑫ 業務における貴社の特徴及び優位性について

(4) 添付書類

- ① 会社の業務経歴書
- ② 登記簿謄本（法人登記）
- ③ 直近3期分までの貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書

10. 見積書について

岩倉水源地等管理業務委託に係る経費の見積書を提出すること。見積金額は、消費税抜きの金額とする。

11. 現場説明会及びプレゼンテーションについて

(1) 現地説明会

令和3年9月29日（水） 岩倉水源地

現地説明会参加申込書を提出した事業者に対し、岩倉水源地において現地説明会を実施する。詳細については、後日通知する。

(2) プレゼンテーション

令和3年11月中旬

技術提案書を提出した事業者に対し、プレゼンテーション（３０分）及び質疑応答（２０分）を実施する。詳細については、実施通知により後日通知する。

12. 審査について

- (１) 「岩倉水源地等管理業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）にて審査する。
- (２) 「岩倉水源地等管理業務委託プロポーザル審査要領」に基づき、審査を行う。
- (３) 審査は、技術提案書、ヒアリング、見積価格を評価し、評価点を算出する。
- (４) 算出した評価点が高いものを候補者とし、次に得点の高いものを時点とする。

13. 失格要件

次の項目に該当する提案については失格とする。

- (１) ２以上の提案をしたとき。
- (２) 提案書が他人の企画案を代理したとき。
- (３) 本提案に対して談合等の不正行為があったとき。
- (４) 提案書の住所、氏名、印章、若しくは重要な文字の誤脱又は判読しがたい提案書及び見積金額を訂正したとき。
- (５) 契約締結前に指名停止となったとき。

14. プロポーザルの瑕疵

- (１) プロポーザルに関する全ての提案書類及び申告内容に瑕疵があると判明したときは、その瑕疵について審査委員会で協議のうえ参加事業者の取扱いについて決定するものとする。
- (２) 審査委員会は必要に応じて参加事業者に対し（１）の瑕疵についてヒアリングを行なうことができる。
- (３) 審査委員会は（１）の瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公平性、公正性を著しく損なう恐れがあると認めた場合は、既に決定した事項を取り消すことができる。

15. 契約について

- (１) 候補者と地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号に規定する随意契約条件を満たすものとして随意契約を行うものとする。
- (２) 受託決定業者に契約を履行することができない事由が生じた場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加業者のうち、総合点数が上位であったものから順に該当業務の交渉を行うことができる。
- (３) 候補者との間で、委託契約の内容に関する協議が成立しない場合、候補者が

欠格した場合は次点の応募者と協議を行う。

16. その他

(1) 費用の負担及び提出書類の非返却

提出書類の作成等に係る費用については提案書提出者の負担とし、提出された提案書については返却しないものとする。

(2) 提案書の非公開

提出された提案書については公表しないものとする。

(3) 配布資料の取り扱い

提案書作成のために水道課から配布された全ての資料については、他の使用に供してはならない。

17. 書類等の提出先及び問合せ先

(1) 岩倉水源地等管理等業務委託プロポーザルに関する書類等の提出先は、全て以下のとおりとする。

提出先 〒517-0022 三重県鳥羽市大明東町1番6号

鳥羽市水道課 工務係

TEL 0599-26-2780 FAX 0599-26-5874

(2) 書類の提出方法は原則持参とし、受付時間は、平日午前8時30分から午後5時までとする。